

資料 5 東北学院大学教職員組合規約の改正について

東北学院大学教職員組合規約（以下、組合規約）第 15 条および第 16 条を以下のように改正いたしたく組合規約第 27 条に基づき直接無記名投票をしたく提案いたします。

○ 改正案

<東北学院大学教職員組合規約>

新	旧
<p>(総会の召集成立)</p> <p>第 15 条</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項に係らず、災害、騒擾及び感染症の拡大並びにそれらに準じる有事の発生により、招集が困難と認められる場合には第 17 条に定められた総会に附議すべき事項について投票を行うことで招集に代えることができる。</p> <p>6 第 3 項及び第 4 項に係らず、前項の投票による総会は、組合員の過半数が投票を行うことにより成立する。</p> <p>7 前項の総会成立は、一の事項について投票を行うことで足りる。</p> <p>8 第 5 項に定める投票は電磁的方法により実施することができる。</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第 16 条</p> <p>2 第 15 条第 5 項に定める投票を行う際には、議長が投票の管理を行う。</p> <p>3 総会の議決は、出席組合員の過半数の賛成による</p> <p>4 前項に係らず、第 15 条第 5 項の定める投票による議決は投票者数の過半数の賛成による。</p>	<p>(総会の召集成立)</p> <p>第 15 条</p> <p>5 (新設)</p> <p>6 (新設)</p> <p>7 (新設)</p> <p>8 (新設)</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第 16 条</p> <p>2 総会の議決は、出席組合員の過半数の賛成による。</p> <p>3 (新設)</p> <p>4 (新設)</p>

○ 改正理由

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、有事の際の組合総会の開催方法について定めるため
2. 有事の際の組合総会については議案への投票により代える。
3. 投票は電磁的方法（教職員組合 WEB サイトを利用）することを想定する。
4. 総会の議決に準じて投票の成立を設定する。
5. 改正に伴う「項」番号の修正